

クラウドファンディングのご案内

※令和 8 年度特定非営利活動促進事業（通称：NPO 活動促進事業）の申請団体のみ令和 8 年 11 月及び 12 月にクラウドファンディングを実施可能

<イメージ>



クラウドファンディングってなに？

クラウドファンディング（crowdfunding）とは群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語で、インターネットを通して、地域の課題解決や魅力向上の推進を図ることを目的とした事業に共感し、応援したい！と思われた市民等から資金を募るしくみです。

※本市ではポータルサイト「さとふる」がふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディング（CAMPFIRE（キャンプファイヤー））を利用して実施

通常の NPO 活動促進事業との違い

NPO 団体は実施事業（プロジェクト）に対する想いを、多数の写真等を使って用途を詳細に明示することにより、具体的に寄付者へ伝えることができます。また、目標金額や達成率も明確なので、寄付状況が一目でわかります。

1 対象となる団体

令和 8 年度 NPO 活動促進事業申請団体

2 対象となる事業

令和 8 年度 NPO 活動促進事業の申請事業であり、申請額が **50 万円以上**のもの

3 交付額

交付額の上限は、寄付募集にかかる事務経費（13.7%分）を差し引いた **寄付額の 86.3%**又は、交付対象経費として支出した額のいずれか少ない方とします。

※ただし、法人からの寄付の場合は、寄付募集にかかる事務経費分は差し引きません。

4 寄付募集について（11 月、12 月のみ）

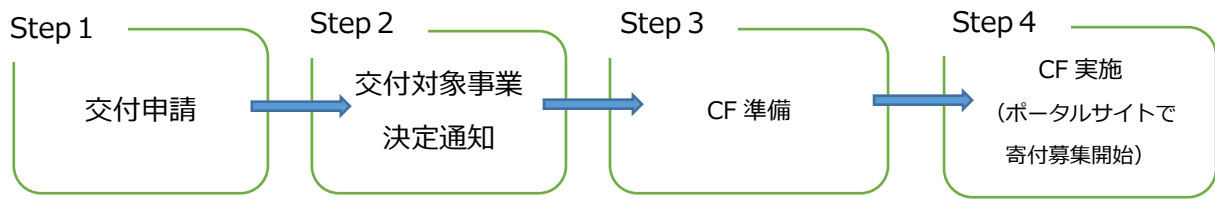
【受付】 原則、ポータルサイト「さとふる」（CAMPFIRE）を通して行われる個人からの寄付

【入金方法】 クレジット決済等

5 事業の流れ（※CF とはクラウドファンディングを指します。）

※クラウドファンディングを実施する 11 月までは、NPO 活動促進事業と同様の寄付受付が可能です。

11 月 12 月のクラウドファンディング実施期間の寄付受付は、原則ポータルサイトからの寄付募集をおこなっていただきます。なお、企業等の法人の寄付は 11 月、12 月も通常どおり寄付申込書で受付を行います。



Step 1 交付申請（4月～7月）随時受付 ※通常の交付申請のみの場合は、例年どおり10月までの受付となります。
NPO活動促進事業に申請していただき、申請書をご提出お願いします。

Step 2 交付対象事業決定通知（5月～8月）随時通知
書類に不備がない状態での申請書受理後、対象事業の決定まで1か月程度要します。

Step 3 クラウドファンディング準備（交付対象事業決定後、随時）
プロジェクトページの別記様式を採択後にお渡しし、注意事項等をご説明させていただきます。
寄付者の方が具体的にイメージしやすいよう掲載する内容（活動への想い、実施内容や寄付の用途など）をまとめていただき、活動写真をご準備いただきます。

Step 4 クラウドファンディング実施（11月、12月）
※令和8年度は11月1日が日曜日のため、10月30日（金）から開始します。
11月、12月の2か月間、クラウドファンディングを実施していただきます。
実施期間中は目標金額への達成率を高めていただくためにも、チラシ・SNS・関係者へのご案内など積極的な広報を行っていただきます。

6 留意事項

- (1) クラウドファンディングは、目標金額を達成して事業を実施し、その成果を受益者に届けることが重要です。そのため、寄付人数・寄付額を事前にお見込みしていただいた上で、実施していただきます。
- (2) クラウドファンディングは、ポータルサイトに掲載するだけでは、寄付は集まりません。11月～12月の2か月間は、**積極的な広報活動**を必ず行ってください。（数日おきに1回SNSで進捗状況を投稿する等）
- (3) クラウドファンディングを申請された場合、寄付募集は**令和8年12月29日（火）**までです。

7 申請について

申請にあたっては**事前相談を必須**としております。「特定非営利活動促進事業のご案内」P3に記載の申請書類及びクラウドファンディングに係るその他資料「寄付見込表」をご記入いただき、ご来庁日時を予約した上で、協働推進課まで持参をお願いします。（前年度クラウドファンディング実施団体は、相談を省略することも可能です。）

※クラウドファンディングに係るその他資料（寄付見込表）についても、市HPからダウンロードが可能です。

※別紙「特定非営利活動促進事業のご案内」P3に記載の申請書類のうち、(1) 交付申請書（様式第1号）

(2) 実施計画書（様式第2号）にクラウドファンディング実施に係る追加の記載項目がございます。

申請書提出期限 令和8年7月31日（金）

最終日に申請書提出の場合は、**午後5時**までの受付とさせていただきます。

申請にあたっては提出期限までに期間に余裕を持って、まずは協働推進課までご相談下さい。

尼崎市役所 地域協働局 協働推進課 〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話：06-6489-6153 ファクス：06-6489-6173

Eメール：ama-kyoudou@city.amagasaki.hyogo.jp